≪重要事項説明書≫

貴殿に対する訪問看護の提供開始にあたり、厚生労働省第37号の第8条に基づいて、当 事務所が説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 当事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーション奏	
所在地	〒997-0751	
	山形県鶴岡市藤沢字石渡 15 番 16	
介護保険指定番号	0660790130	
連絡先	電話: 0235-33-8571	
	FAX: 0235-33-8572	
管理者	木之内 しおり	

2. 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

この事業は、在宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者様に対し、介護保険制度または医療保険制度を利用し、看護師等が自宅に訪問するサービスです。主治医の医療方針やケアプランに沿って、病気や障害の為に支援を必要とされる方に適切な訪問看護を提供し、他のサービスと連携しながら介護を行い、安心して在宅療養が続けられることを目的としています。

(2) 運営方針

- 1. 在宅において、利用者様の心身の特性・能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように日常生活の充実に配慮して、療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指すものとする。
- 2. 利用者様の病状の軽減もしくは悪化の予防を目的に療養上の目標を設定し、計画的に行い漫然かつ画一的なものとならないようにする。
- 3. 利用者様の意思及び人権を尊重し、常に利用者様の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4. 本事業者は、自らその提供する訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図るものと

する。

5. 訪問看護の実施に当たっては、利用者様の所在する関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3. 本事業所の職員体制 (令和 7 年 1 月現在)

管理者 看護師		1名	常勤
訪問看護師等	看護師	1名	常勤 1 名
	准看護師	2名	常勤 2 名
看護師兼医療事務		1名	常勤 1 名
理学療法士		1名	非常勤 1 名
作業療法士		1名	非常勤 1 名

4. 営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとする。
	ただし 12 月 31 日から 1 月 3 日を除く。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分までとする。
休業日	土曜日、日曜日、祝祭日、その他事業所が定めた日
連絡体制など	24 時間常時電話等のによる連絡・相談・訪問が可能な体制とし、
	必要に応じた適切な対応ができる体制とする。

5. 営業地域

鶴岡市、三川町 左記の営業地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。	
-------------------------------------	--

6. サービスの利用方法

(1) 利用開始

主治医により訪問看護指示書が発行された後、当事業所職員がお伺いし契約を締結した 後、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

- 1. 利用者様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定されたと場合。
- 2. 入院。ステイなどにより1ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態が明らかになった場合。

ご利用者様は事業所に対して、1週間の予告期間をおいて文書または口頭で通知することによりこの契約を解約することができます。

- 3. 利用者様のサービス利用料金の支払いが1ヶ月遅延し、料金を支払うよう催告したに もかかわらず7日以内に支払われない場合。
- 4. 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者様に対して1ヶ月の予告期間をおいて、 理由を示した文書で通知することによりこの契約を解約することができます。

7. 訪問看護の内容

- ① 病状、心身の状況の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事及び排せつ等の日常生活の介助
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置
- (1) ご家族への介護の助言・指導

8. 複数名訪問について

平成30年介護報酬裁定において、以下の内容が改定となりました。

ご利用者様の身体的・精神的理由等により、1名の看護職員による訪問が困難と認められる場合、ご利用者様とご家族様の同意を得た上で2名の看護職員、または看護職員と看護補助者で訪問させていただきます。なお、訪問する職員の資格に応じて加算料金は異なります。

「訪問看護における複数名訪問加算について、医療保険での取り扱いを踏まえ、同時に訪問する者として、原稿の看護師等とは別に看護補助者が同行し、役割分担をした場合の評価の区分を新たに創設する事とする。この場合の看護補助者については、医療保険の訪問看護基本療養費の複数名訪問看護加算に係る疑義解釈で示されている者と同様とする。」

「別に厚生労働大臣が定める基準において同時に複数の看護師等が1人の利用者に対し計画的に訪問看護を行ったときに、2人目の従事者の所要時間により加算する。医療保険の看護補助者を介護保険でも複数名加算の従事者とする。看護補助者の算定要件は、医療保険で示している定義と同様する。|

(社保審--介護給付費分科会 第 158 階(H30.1.26) 別紙より)

看護補助者の要件については、医療保険で示している定義と同様。

「看護補助者とは、訪問看護を担当する看護師等の指導の下に、療養生活上の世話(食事、清潔、排泄、入浴、移動等)の他、居室内の環境整備、看護用品及び消耗品の整理整頓等といった看護業務の補助を行う者のことを想定しており資格は問わない。秘密保持や医療安全等の視点から、訪問看護事業所に雇用されている必要があるが、指定基準の人員に含まれないことから、従事者の変更届は要しない。|

(社保審--介護給付費分科会 第 158 階 (H30.1.26) 別紙より)

	複数名訪問看護の算定要件							
介	同時に複数の看護師等により訪問看護を行うことについて、利用者様やそのご家族							
介護保険	等の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当する場合に、指定訪問看護							
険	の所要時間に応じ、1回につき所定の単位数に加算。							
	イ) 利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められ							
	る場合							
	ロ)暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合							
	ハ)その利用者様の状況等から判断してイ又は口に準ずると認められる場合							
医	看護職員が、他の看護師等又は看護補助者と同時に指定訪問看護を行うことにつ							
原保	医 看護職員が、他の看護師等又は看護補助者と同時に指定訪問看護を行うこと療 いて利用者様又はそのご家族等の同意を得て、1人の看護師等による指定訪問保							
険	が困難な利用者であって、次のいずれかに該当する場合、所定額に加算。							
	(1) 特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者							
	(2) 特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者							
	(3) 特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者							
	(4) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる者							
	その他利用者様の状況から判断して、(1)~(4)のいずれかに準ずると認めら							
	れる者 (看護補助者に限る)							

9. 訪問看護の内容 5)のリハビリテーションの内容について

訪問看護ステーションから理学療法士等による訪問看護は、その訪問看護業務の一環としてリハビリテーションを中心としたものであり、看護職員の代わりにリハビリを行う事と位置付けられています。

そのため、看護職員と理学療法士等が利用者様の状況や実施したサービス内容等を共有し十分な連携をとりながら訪問看護計画書・訪問看護報告書の作成をおこなうために、初回訪問とおおむね3ヶ月に1回程度、訪問看護師が同行訪問し、訪問看護サービスの利用開始や利用者様の状態の変化等に合わせた訪問をさせていただきます。

(平成 30 年介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) 平成 30 年 3 月 23 日より)

また、複数の訪問看護ステーションの訪問看護を行う場合、理学療法士等による訪問看護を行った際はそれぞれの事業所で作成された計画書等を相互に送付もしくはカンファレンス等で共有させていただきます。

10. 当事業所のリハビリテーションについて

当事業所では、利用者様の状態を適切に評価・アセスメントし、一人ひとりに合った個別の訪問看護計画書を作成しています。訪問看護師が看護的なケアを行う際、一緒に体を動かす(リハビリを行う)ことで相乗効果があると予測される場合は訪問看護師がリハビリを行っております。また、理学療法士等のリハビリ専門職も在籍しており、双方で連携を取りながらリハビリテーションを行っております。

以下に、看護職員と理学療法士等が行うサービス内容を記載します。

- ・バイタルサインが安定せず身体状態不良な方、医療依存度が高い方
- ・主治医より運動制限の指示がある方
- ・運動前後でのバイタルサインの変動が大きい方
- ・ベッド上で寝たきりの方への廃用性症候群の予防・拘縮予防、ベッド上での運 動
- ・ベッド上端座位や離床の介助・支援
- ・肺炎予防のための口腔ケアを行いながらのアイスマッサージ、パタカラ運動
- ・認知機能の低下や精神症状のある方の薬の効果や副作用をアセスメントしなが ら精神面に合わせた関わりの中でのリハビリ
- ・回想法等を利用した精神的な関わり
- ・ペースメーカーや医療機器が挿入・装着されている方
- ・日常生活動作(食事、清潔、排泄、入浴、移動等)に関連させながらの動作練 習

呼吸機能訓練、体力向上訓練、浮腫等の改善訓練、間接

- ・下肢や体幹等の筋力低下の予防等を目的とした主体的な自動運動や軽体操
- ・リハビリを自主的に行えるような環境づくり
- ・リハビリを行いながら不安の傾聴・体調確認
- ・家族の介護負担の軽減に繋がる動作や介助の提案
- ・体力の維持や、気分転換を目的とした歩行、屋内歩行

理学療法士等		可動域訓練、筋力向上訓練、筋緊張緩和訓練、筋持久力
	機能回復訓練	向上訓練、運動機能改善訓練、痛みの緩和訓練、認知機
	7成形凹7友训冰	能改善訓練、痛みの緩和訓練、認知機能改善訓練、意欲
		の向上訓練、構音機能訓練、聴覚機能訓練、摂食嚥下機
		能訓練、言語機能訓練など

看護職

	甘未的新加制姑	姿勢保持訓練、起居・移乗動作訓練、歩行・移動訓練、
	基本的動作訓練	階段昇降練習、公共交通機関利用訓練など
	大田新佐訓练	一連の入浴行為練習、一連の整容行為練習、一連の排泄
応用動作訓練		行為練習、一連の更衣行為練習、一連の食事行為練習、
	心用到作訓練	一連の調理行為練習、一連の洗濯行為練習、一連の掃除・
		整理整頓行為練習、家の手入れ練習、買い物練習
	社会適応練習	対人関係改善練習、余暇活動練習、仕事練習など

11. 緊急時等の対応の方法

訪問看護の提供にあたり事故や体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づきご家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

12. 利用料

訪問看護を提供した場合、利用料として別紙料金一覧表に基づき徴収します。また、サービス提供上別途必要になった費用を支払うものとします。

	基本利用料	厚生労働大臣が定める「指定居宅サービスに要する費用の額
		の算定に関する基準」(平成 12 年 2 月 10 日厚生省告示 19 号)
		によるものとし、該当介護予防訪問看護が法定代理受領サー
		ビスであるときには、介護保険法第 41 条に規定する居宅サー
介		ビス費の支給対象となる費用に掛かる額の支払いの1割まあ
介護保		は2割の額の支払いを受けるものとする。
険	通常営業実施地域(鶴岡市・三川町)以外の場合	
		1回の訪問につき 500円
		※一ヶ月の交通費の上限は 5,000 円までとする。
	キャンセル料	前日午後5時までにご連絡いただいた場合⇒無料
		当日キャンセルの場合⇒100%(自己負担の金額)

	基本療養費	健康保険法等に規定する基本利用料の支払いを利用者から受		
		けるものとする。		
営業日以外訪問料 土日祝祭日に訪問した場合 1回毎に3,000円				
医療保険	交通費	片道 5km まで1回の訪問につき 200円		
保险		片道 5km 以上1回の訪問につき 500 円		
		※一ヶ月の交通費の上限は 5,000 円までとする。		
	キャンセル料	前日午後5時までにご連絡いただいた場合⇒無料		
当日キャンセルの場合⇒3,000 円				

13. 支払方法

利用料は1ヶ月単位とし、当月の利用料金合計額を翌月上旬までに請求書に利用者様へ お知らせします。口座引き落とし、または現金でのお支払いで対応いたします。

(1) 銀行からの自動振替の場合

当月の利用料は翌月の27日(土日祝祭日の場合は、その翌日)に利用者様が指定する口座から山形銀行での口座引き落としを行います。

(2) 現金払いの場合

当月の利用料を翌月中旬までにご請求させていただきます。訪問時または適宜連絡を取り集金し、領収書を発行いたします。

14. その他

- (1) サービスに対する利用者様負担金は、サービスごとに関係法令等で定めるとおりとします。ただし、利用者様負担金は、契約期間中に関係法令等で定めるとおりとします。ただし、利用者様負担金は、契約期間中に関係法令等が変更になった場合、それに従って改定後の金額を適応できるものとします。
- (2) 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、 当該事業が法定代理受領サービスであるときには、その1割~3割の利用者様保険負 担額とします。
- (3) 自費での費用の支払いを受ける場合には、利用者様またはそのご家族様に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける事とします。
- (4) やむを得ず訪問の予定変更を希望される場合は、必ず前日までにご連絡をお願い します。当日のキャンセルについてはキャンセル料に基づき、請求させていただきま す。

15. お願い

訪問看護の提供にあたり、保険証や医療受給者証等を確認させていただきます。これらの 書類について内容に変化が生じた場合は必ずお知らせください。

16. サービス内容に関する相談・苦情窓口

要望・苦情・居宅サービス計画等について相談がある場合は、次のところで承ります。

訪問看護ステーション奏

担当:小川 豊美 電話:0235-33-8571

山形県国民健康保険団体連合会

山形県寒河江市大字寒河江字久保6番地

鶴岡市健康福祉部 長寿介護課 山形県鶴岡市馬場町9番25号

17. 賠償責任

事業者は、訪問看護の提供に伴い、重大な過失または故意によって利用者様、またはご家族様の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、利用者様に対し速やかにその損害を賠償します。

18. 秘密保持

っ事業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者様及びそのご家族様に関する秘密を正当な理由もなく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。利用者様の個人情報は、主治医、居宅サービス事業所、介護支援専門員との連絡調整等において必要が生じた場合は、使用できるものとし、必要最小限の範囲で、関係者以外の者に漏れる事のないよう細心の注意を払うものとし同意をいただきます。

19. 高齢者虐待防止

本事業所は、利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために。次にあげるとおり、必要な措置を講じます。

- (1) 研修を通じて、事業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- (2) 主治医および居宅サービス計画に基づき、適切な支援の実施に努めます。
- (3) 看護職員等が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、看護職員等が利用者様等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

20. 本契約に定めのない事項

利用者様と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意をもって協議の上定めます。

21. 事例報告等についてご協力のお願い

当事務所をご利用頂いている利用者様への看護・リハビリについて、今後行われる学会や研究発表等で、辞令として使用させていただく場合などがございます。承諾いただけますようお願い申し上げます。

1)目的

事例報告は、看護・リハビリの成果などについて、医療者同士の経験を共有するために行います。このような発表は、看護のさらなる進歩に関与するものであり、人々の健康や安寧に役立てられます。

2) 方法

看護記録やカルテの情報などをもとに看護の経過を記述します。

3)個人情報について

事例報告等にあたり、患者さんのプライバシーを保護し、個人情報が特定されないよう十分配慮します。

- ・氏名は一切記載せず、イニシャルなどの表示もいたしません・
- ・年齢・性別は、○○歳代、男性・女性と記載する場合があります。
- ・日付・場所等は具体的な表記は避け、プライバシーの保護に配慮します。

4) 協力の自由決定について

事例報告等にご協力いただくかどうかは、利用者様やご家族様のお考えで、自由に決めていただきます。お断りになっても不利益を受けることはありません。また、一度同意いただいた後、途中で取りやめる事も可能です。

22. 事業者

住所	〒997-0842
	山形県鶴岡市井岡字和田 327 番地 27 号
代表者	株式会社 とよみ
	代表取締役 小川 豊美

訪問看護の抵抗・開始にあたり、ご利用者様、ご家族様に対して本書面に基づき重要な事を説明しました。

	〒997-0751					
住所	山形県鶴岡市藤沢字石渡 15 番 16					
指定訪問看護事業者	訪問看護ステーション奏					
説明者	印 管理者		木之内しおり	印		

私は、本書面により重要事項の説明を受け、サービス提供開始について同意します。

令和 年 月 日

			14 114	•	/ -	-
利用者	住所	T				
	氏名					
	八石					
家族	住所	₹				
	氏名					

利用者は、身体の状況等により署名が出来ないため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わってその署名を代筆しました。

署名代筆者	住所	〒	
	氏名	印	